

17 スイートコーン

A 栽培管理カレンダー

月 旬	2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
作型	半促成・トンネル・露地7月どり 露地8、9月どり																										
除草剤 施用時期	露地8、9月どり ○(播種後)																										
主要 病害 虫 発生 時期	*半促成・トンネル・露地7月どり 苗立枯病 アブラムシ類 *露地8、9月どり 苗立枯病 アブラムシ類 アワノメイガ オオタバコガ																										

【凡例】 作型図 ○は種、△定植(移植)、■収穫、▲その他栽培管理法等
 主要病害虫発生時期図: —発生時期、○基幹防除時期、(○)臨機防除時期、▲発生状況調査等 (○内数字は成分数)
 ◎同時防除(同一薬剤で複数の病害虫を対象) (◆)条件付き防除

注)各作型の月旬は道央地帯を主としているので、道南、道東北地帯は前後する。

B 主なクリーン農業技術の概要

(1) 土づくり

- 基盤整備
 - ・排水対策の実施
- 有機物の施用
 - ・たい肥 (ハウス: 4 t / 10a、トンネル・露地: 2 t / 10a) 施用を基本とした土づくり
- その他
 - ・亜酸化窒素ガス放出削減対策として、化学肥料と有機物の施用位置をずらす。

(2) 施肥管理

- 土壤診断による施肥の適正化
 - ・土壤診断を行い、その結果を活用した「施肥対応」等による適正施肥
- 有機物の肥料評価による施肥の適正化
 - ・有機物由来窒素の評価による施肥窒素削減
- 有機物施用による化学肥料代替
 - ・無機化の早い有機質肥料の使用による化学肥料の100%代替 (ただし、1穂重を重視する場合は50%代替まで。)
- その他
 - ・施肥標準の遵守

(3) 雑草の防除

- マルチを使用する作型: 有色マルチの使用、畦間の機械除草 (除草剤を使用しない。)
- マルチを使用しない作型: 中耕除草と組み合わせた効率的な除草剤の使用
- 種草取りによる翌年の雑草発生量抑制

(4) 病害虫の防除

- 化学的防除の効率化
 - ・突発・移動性害虫は、発生予察情報を活用し、他害虫と同時防除
- 物理的防除
 - ・タネバエ対策として、耕起直後のグリーンマルチの設置と播種直後から発芽揃いまでの長繊維不織布によるべたがけ

(5) 植物成長調整剤の使用

使用しない。

C 栽培に当たっての留意事項

なし

D 栽培に当たっての禁止事項

なし

E 肥料及び化学肥料の使用基準

分類	慣行	使用基準			
	化学肥料施用量 (kg/10a)	総窒素施用量 (上限値、kg/10a)	たい肥等施用量 (下限値、t/10a)	化学肥料施用量 (上限値、kg/10a)	たい肥施用量 (上限値、t/10a)
露地	20.0	17.0	2.0	12.0	3.0
ハウス	22.0	17.0	4.0	8.0	—

注1 窒素肥沃度水準「低」の場合の基準である。

ただし、化学肥料施用量は窒素肥沃度水準「中」の基準を上限とする。

注2 たい肥1 t当たりの窒素換算量は露地が1 kg、ハウスが1.5 kgとする。ここでのたい肥とは、「牛ふん麦稈たい肥」、「牛ふん敷料たい肥」を指す。

注3 ハウスにおいて、ふん尿割合の高いたい肥を利用する場合には1 tあたりの窒素換算量を2 kgとする。

注4 たい肥等施用量下限値は、たい肥に相当する有機物での対応も認めるものとする。

注5 たい肥施用量は輪作内での平均値も認める。ただし、露地の場合は1年間の施用量が5 tを超えないものとする。

注6 露地の場合のたい肥施用量上限値は「牛ふん麦稈たい肥」、「牛ふん敷料たい肥」を施用した場合にのみ適用するものとする。

F 化学合成農薬の使用基準

(単位：成分使用回数)

作型	慣行						使用基準												
	殺菌剤 (種子消毒)	殺虫剤	殺虫・ 殺菌剤	除草剤	植調剤	計	殺菌剤		殺虫剤		除草剤		植調剤		計				
							基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	合計		
半促成・トンネル 露地7月どり	4	(3)	2	0	2	0	8	3	(3)	0	1	1	0	0	0	0	4	1	5
露地8、9月どり	4	(3)	6	0	2	0	12	3	(3)	0	3	3	1	0	0	0	7	3	10

注1 使用基準は剤別（殺菌剤・殺虫剤・除草剤・植物成長調整剤）及び基幹・臨機防除別に記載
 基幹防除：平均的な病害虫の発生状態を考慮した場合、ほぼ毎年行う必要がある防除
 臨機防除：突発的な病害虫の発生や、地域や品種により発生状態が異なる病害虫に対して行う防除

注2 種子消毒は殺菌剤の内数とする。

注3 生産集団の栽培基準における化学合成農薬の使用回数は、使用基準の合計回数を下回るものとする。

注4 使用基準における化学合成農薬の剤別の使用回数は、地域の栽培実態に合わせ変動して差し支えない。

【参考：作型（地域別）】

作型	道央地域						道南地域						道東・道北地域					
	は種期		定植期		収穫期		は種期		定植期		収穫期		は種期		定植期		収穫期	
	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終
半促成・トンネル・露地7月どり	3/10	4/25	4/1	5/15	6/25	8/5	3/10	4/25	4/1	5/15	6/25	8/5	—	—	—	—	—	—
露地8、9月どり	5/10	6/20	—	—	8/15	10/15	5/5	6/20	—	—	8/10	10/5	5/15	6/15	—	—	8/20	9/30

注1 道央地域：石狩、後志、空知、胆振、日高管内とする。

道南地域：渡島、檜山管内とする。

道東・道北地域：上川、留萌、十勝、網走、釧路、根室管内とする。

注2 作型は地域別の平均的な昨期を示したものであり、地域の栽培実態により当該期間が前後する場合がある。

G 注釈

●土壌診断による施肥の適正化

露地栽培では生土培養窒素または熱水抽出性窒素の分析（3年以内）、ハウス栽培では硝酸態窒素の分析（定植前もしくは播種前）を行い、窒素肥沃度に応じた施肥を行う。

●無機化の早い有機質肥料の使用による化学肥料の100%代替（ただし、1穂重を重視する場合は50%代替まで）

魚かす、ナタネ油かす、ダイズ油かす及びそれらを主体とした窒素無機化の早い有機質肥料を用いることにより化学肥料を100%代替できる。ただし、化学肥料に比べて有機100%では1穂重が軽くなるため、1穂重を重視する場合は50%までの代替とする。

魚かすを用いる場合は、ハエ等を誘引するのでその防除に留意する。また、有効水分が少なく過乾となりやすいなど有機物の分解が不安定な土壌を除く窒素肥沃度が中程度以上の土壌に対して適用する。